

死亡にともなう手続きのご案内

○詳しくは、各担当へお問い合わせください。

大和郡山市役所 TEL0743-53-1151（代表）

市民課

手続きの種類	期限	必要なもの	係	備考
死亡届 埋火葬許可申請	死亡の事実を知った日から7日以内	・死亡届書 ・火葬場使用料	<u>市民係</u> 1階1-⑪⑫窓口 (内線 311)	支所で手続き可能 (火葬を終えていれば、死亡届はすでに出されています)
世帯主変更届	死亡から14日以内	・来庁される方の本人確認書類(免許証・パスポート・個人番号カード等)	<u>市民係</u> 1階1-⑪⑫窓口 (内線 311)	・届出される方は同一世帯の親族 ・一人世帯になった方・当初から一人世帯の方は届出の必要はありません。

保険年金課

手続きの種類	期限	必要なもの	係	備考
後期高齢者医療保険	①資格喪失届は死亡から14日以内 ②葬祭費支給申請は葬祭を行った日の翌日から2年以内	・亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 ・葬祭を行ったことが確認できるもの (葬祭執行者の氏名が記載されていることをご確認ください) ・振込口座のわかるもの(葬祭執行者の指定口座)	<u>医療係</u> 1階2-⑳窓口 (内線 327, 328)	※葬祭費について、葬祭執行者以外の口座への支給を希望される場合は、葬祭執行者の印鑑が必要です。 ※葬祭執行者と相続人が異なる場合は、相続人の振込口座のわかるものがが必要です。
心身障害者医療費助成 重度心身障害老人等医療費助成	①資格喪失届はすみやかに	・亡くなられた方の受給資格証 ・相続人の振込先のわかるもの(通帳等)	<u>医療係</u> 1階2-⑳窓口 (内線 327, 328)	※受給資格証の返還は心身障害者医療費助成受給者のみです。
国民健康保険	①資格喪失届は死亡から14日以内 ②葬祭費支給申請は葬祭を行った日の翌日から2年以内	・亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 ・死亡を証明するもの ・会葬礼状などの葬祭執行者の氏名が確認できるもの	<u>給付係</u> 1階2-㉓窓口 (内線 322, 323, 341)	

		<ul style="list-style-type: none"> ・申請者（葬祭執行者）の印鑑 ・振込口座のわかるもの（葬祭執行者の指定口座） 		
国民年金 （基礎年金受給者のみ、受給者死亡届）	<ul style="list-style-type: none"> ①資格喪失届は死亡から14日以内 ②各種手続きは2～5年で時効 	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の年金証書か年金手帳または基礎年金番号通知書 ・死亡診断書の写し ※受給されていた年金によって、手続き方法及び手続き場所が異なります 	<u>国民年金係</u> 1階 2-② 窓口 (内線 325、326)	<p>まずは年金証書持参のうえ、窓口にお越しいただきましたら案内させていただきます。主な手続きとして</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族厚生年金請求 ・遺族基礎年金請求 ・未支給年金請求 ・寡婦年金請求 ・死亡一時金 <p>等の制度があります。手続きも市役所か年金事務所のいずれかになります。</p>

障害福祉課

手続きの種類	期限	必要なもの	係	備考
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 返還届	死亡から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 	<u>障害福祉係</u> 1階 7-(71) 窓口 (内線 535・538)	
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 資格喪失届	死亡から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 (未支払金が生じる場合、未支払金支給対象者の通帳) 	<u>障害福祉係</u> 1階 7-(71) 窓口 (内線 535・538)	
心身障害者(児)介護手当受給資格喪失届	死亡から14日以内		<u>障害福祉係</u> 1階 7-(71) 窓口 (内線 535・538)	
精神障害者医療費助成	死亡から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の受給資格証 ・相続人の振込先が分かるもの（通帳等） ・印鑑 	<u>障害福祉係</u> 1階 7-(71) 窓口 (内線 535・538)	

子育て支援課

手続きの種類	期限	必要なもの	係	備考
・ 児童手当資格喪失届 ・ 未支払手当請求 (受給者死亡時)	死亡から15日以内	・ 支給対象児童名義の預金通帳	給付係 1階4-④①窓口 (内線 522)	喪失後、配偶者等による新規請求手続きが必要
児童手当額改定請求 (児童死亡時)	死亡から15日以内		給付係 1階4-④①窓口 (内線 522)	支給対象児童が1人の場合は資格喪失届を提出
・ 児童扶養手当 ・ 特別児童扶養手当 資格喪失届または額改定請求	死亡から15日以内	・ 支給対象児童名義の預金通帳	給付係 1階4-④①窓口 (内線 522)	
・ 子ども医療費助成 ・ ひとり親家庭等医療費助成 資格喪失届	できるだけ早く	・ 亡くなられた方の受給資格者証 ・ 相続人の振込先がわかるもの	給付係 1階4-④①窓口 (内線 529)	

保育支援課

保育料算定にかかる世帯現況変更手続き	できるだけ早く	・ 印鑑	保育係 1階3-③①窓口 (内線 524)	児童および父母死亡の場合のみだが、祖父母同居の場合等はこの限りではない。
--------------------	---------	------	-----------------------------	--------------------------------------

介護福祉課

手続きの種類	期限	必要なもの	係	備考
高額介護サービス費 振込先の変更 (対象者のみ)		・ 相続人名義の金融機関の口座を確認できるもの ・ 相続人の印鑑	介護給付係 1階5-⑤②窓口 (内線 515)	
介護保険資格喪失届	死亡から14日以内	・ 介護保険被保険者証 ・ 相続人名義の金融機関の口座を確認できるもの ・ 相続人の印鑑	介護保険係 1階5-⑤①窓口 (内線 516, 517)	

税務課

手続きの種類	期限	必要なもの	係	備考
口座振替廃止手続き		・印鑑	納税推進係 2階2- 21 窓口 (内線 273～276)	
固定資産を現に所有する者の申告 (納税義務者の変更)	死亡から3月以内	直近の納税通知書または、相続人であることがわかる戸籍謄本、及び来庁者の身分証明書を持ってご相談ください。	固定資産税係 2階2- 23 窓口 (内線 284～287)	この手続きは、相続登記が完了するまでの間、固定資産税の納税義務者を明確にするためのもので、遺産分割や相続登記とは関係ありません。
未登記家屋の名義人変更		・戸籍謄本(除籍謄本)または遺産分割協議書 → 直近の納税通知書または、相続人であることがわかる戸籍謄本、及び来庁者の身分証明書を持ってご相談ください。	固定資産税係 2階2- 23 窓口 (内線 284～287)	登記のある土地・家屋の名義変更は法務局
原動機付自転車(125ccまで)の名義変更・廃車		・申請者の身分証明書 ・死亡した方と関係がわかるもの(納税通知書等) ・ナンバープレート(廃車時、もしくは名義変更でナンバーを変更される場合) ・標識交付証明書	市民税係 2階2- 24 窓口 (内線 281～283)	

上下水道部業務課

手続きの種類	期限	必要なもの	係	備考
単身者の水道の使用中止	速やかに	上下水道部お客さまセンターへの電話連絡	お客さま係 53-3661	
名義変更	速やかに	上下水道部お客さまセンターへの電話連絡	お客さま係 53-3661	

住宅課

手続きの種類	期限	必要なもの	係	備考
名義変更届 同居者異動届 退去届け	概ね1月以内	内容により異なりますので、住宅課まで連絡ください。	庶務係 3階 ②窓口 (内線 643、644)	市営住宅・改良住宅の入居者に限る。

清掃センター

手続きの種類	期限	必要なもの	係	備考
にこやか収集廃止届	できるだけ速やかに		清掃センター 53-3463	にこやか収集を利用されていた方のみ

図書館

手続きの種類	期限	必要なもの	係	備考
利用者カードの返納 (図書館)	見つけ次第	・利用者カード	市立図書館 55-6600	

農業委員会

手続きの種類	期限	必要なもの	係	備考
農地を相続したときの届出について	相続登記完了後	・相続登記が完了した登記事項証明書のコピー ・認印	農地係 3階 ⑦窓口 (内線 453)	農業委員会事務局にて農地を相続した届出を行ってください。

管理課

手続きの種類	期限	必要なもの	係	備考
道路または法定外公共物の占用譲渡承認申請	できる限りすみやかに	印鑑、相続関係等わかる書類	管理係 3階 ③窓口 (内線 692・696)	死亡された方の名義で水路橋等を占用されている場合に限ります。

環境政策課

手続きの種類	期限	必要なもの	係	備考
大和郡山市公園墓地使用者変更（承継）届け		<ul style="list-style-type: none"> ・ 墓地使用許可書 ・ 印鑑 ・ 手数料 200 円 ・ 新使用者の住民票抄本 ・ 新使用者と現使用者（亡くなられた方）との関係のわかる戸籍謄本 	<u>環境政策係</u> 2階 ④窓口 （内線 571・572）	公園墓地の使用者が亡くなられた場合の手続きとなります。（その他の墓地につきましては、各墓地の管理者へご相談下さい。）
犬の登録事項変更		登録番号・犬の種類・生年月日・性別・名前・毛色等のご登録情報をご記入いただきます。	<u>環境政策係</u> 2階 ④窓口 （内線 571・572）	